

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）
第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見

1. 評価対象の事業年度 平成28年度
2. 評価委員会開催日時 平成29年6月23日

3. 評価

(1) 総合評価

本県は認定農業者などの担い手は施設栽培や園芸作物などの土地集約型の農業者が多数を占め、また、中山間地域の棚田や樹園地は未整備農地が多く、全国的に実績を上げている集落営農法人や大型法人による大型水稲経営への集積など、容易に実績に繋がられるケースがほとんどないにもかかわらず、全国的に実績を下回る県が多い中で、平成26年度38ヘクタール、平成27年度81ヘクタール、平成28年度107ヘクタールと、徐々にではあるが着実に実績を増やしてきていることは評価できる。

しかしながら、平成28年度は目標の年間500ヘクタールの21%、新規集積面積で見るとは13%の実績となっており、今後なお一層の事業推進が必要とされているところである。

一方、担い手への集積面積は、農地中間管理機構を通さないものを含めると、この3年間で2,120ヘクタール増加しており、この数は県目標の1,500ヘクタールを上回るものとなっているだけでなく、国の設定した目標数値2,670ヘクタールと比べてもその79%となっていることから、農地集積のポテンシャルは十分あると思われる。従って、市町村等による新たな担い手の育成や幅広い情報収集等による貸し出し希望農地の掘り起こし、制度の周知による中間管理事業への誘導等により、農地中間管理事業への更なる実績の確保が可能と考えられるので、より一層の事業推進に努めること。

その際には、昨年の農業委員会法の改正により創設された農地利用最適化推進委員との連携や、本年5月に改正された土地改良法による新たな土地改良事業の利用なども視野に入れながら、量的な指標だけでなく、担い手が安心して安定した経営に取り組んでいける、よりよい農地集積を念頭に推進に取り組むこと。

(2) 個別評価及び意見

①推進体制について

人員の厳しい中、事業推進員について平成26年度の2名から、平成27年度は6名、平成28年度は市町村駐在の4名を加え10名を設置したことにより、農家、市町村、農業委員会、土地改良区などの関係者との連携を密接に行うことができ、平成28年度の事業成果に結びついていることから、体制の整備は評価することができる。本年度は借受の希望が多い阿南市区域に、専従の推進員を配置したことから、一層の成果が期待できる。

また、本年度19市町村において設置される農地利用最適化推進委員については、農地中間管理機構との密接な連携による担い手への農地集積が期待されていることから、積極的に連携し事業推進を図ること。

②重点区域での取組について

新規の企業参入や集落営農組織の設立による集積、補助事業との連携や協力の活用による集積など、重点推進区域においてはいろいろな工夫により推進を行っていることについては評価できる。

今後も、中山間地におけるモデル的事業など、それぞれの地域の特徴にあった創意工夫のある取組を実践し、重点区域においての一層の集積を図ること。

③制度の周知について

これまでの周知活動により、借受者である担い手については、制度がほぼ浸透してきているところは評価できるが、農地所有者（出し手）については、周知を行っても、農地の利用が困難になるなど、自ら必要に迫られたときにならないと関心を持たない傾向にある。そのため、そういう状況になったときの連絡方法や窓口など、制度利用への動線を念頭においた、情報収集ネットワークを構築し周知していく方法なども検討すること。

④5年目の制度見直しについて

中間管理事業の開始後4年目に入っているが、施行後5年後において。事業の在り方を見直すこととされており、国において作業が進められていると聞くので、本県の担い手の状況や農地の利用状況などを国に対して積極的に情報発信すると共に、より使い勝手がよく担い手の経営の安定に資する制度となるよう、国に提言していくこと。